

議案の審議結果

平成28年度定例会・11月会議

○ 賛成 × 反対 太字は討論のあったことを示す

議案番号・議案名		会派名・結果 (数字は会派人員)							結果
		自由民主党 荒川区議会議員団	公明党 荒川区議会議員団	日本共産党 荒川区議会議員団	民進党・市民の会	あらかわ元気クラブ	日本創新党	荒川区改革の会	
		14	6	6	3	1	1	1	
議員提出議案(2件)									
第8号	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書提出について	○	○	×	○	○	○	○	可決
第9号	地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書提出について	○	○	○	○	○	○	○	可決
区長提出議案(13件)									
第36号	荒川区空家等対策の推進に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	可決
第37号	荒川区一般職の任期付職員を採用に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	可決
第38号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	可決
第39号	荒川区特別区税条例等の一部を改正する条例	○	○	×	○	×	○	○	可決
第40号	荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例	○	○	×	○	×	○	○	可決
第41号	荒川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	可決
第42号	平成28年度荒川区一般会計補正予算(第2回)	○	○	○	○	○	○	○	可決
第43号	(仮称)荒川二丁目複合施設建築工事請負契約の一部を変更する契約	○	○	○	○	○	○	○	可決
第44号	荒川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	○	○	×	○	○	×	○	可決
第45号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例による改正前の荒川区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例	○	○	×	○	○	○	○	可決
第46号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例による改正前の荒川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	○	○	×	○	○	○	○	可決
第47号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	×	○	○	可決
第48号	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	×	○	○	可決

議案ピックアップ

● 荒川区空家等対策の推進に関する条例の制定について

管理が行き届かず、老朽化が進んでいる空家は、地震時における家屋の倒壊や放火による火災の発生に加えて、衛生や景観の悪化により、地域住民の生活環境に多大な悪影響を及ぼしています。



このため、これらの空家への対策として、荒川区独自の規定を盛り込んだ条例を制定し、本年の4月から施行します。

条例の目的

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」）に規定するもののほか、荒川区が総合的かつ計画的な空家等に関する対策を推進していく上で必要な事項を定めることにより、区民の生命、身体、財産の保護、良好な生活環境の保全、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的としています。

荒川区独自の規定

特措法に基づく空家等対策をより一層推進するため、荒川区独自の規定を設けています。

○ 立入調査の範囲の拡大

特措法では、助言または指導、勧告、命令の際に必要な限度において立入調査ができるとなっていますが、条例では、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすと思われる空家等を発見した場合や空家等に関する情報の提供を受けたときにおいても、区は必要に応じて、立入調査ができることを定めています。

○ 空家等に対する残置物等の保管及び処分代行措置

空家等の所有者が除却等の必要な措置を講じる意向があっても、かつて住んでいた借家人が家財等を残置したままで失踪して行方が分からない状態にある等、除却等の必要な措置を講じることができない事例が生じています。

このため、区空家等対策としてやむを得ない理由があると認められた場合には、借家人の残置物を建物所有者に代わって区がその残置物を保管し、一定期間を過ぎても引き取りに応じない場合には、区が処分するとともに、その処分費用を借家人に請求できることを定めています。

○ 空家等に対する緊急安全措置

適切に管理されていない空家等が放置された結果、台風等での建築材の飛散や崩落によって、道路や公園その他の不特定の方々を利用する公共の場所において、区民等の生命、身体、財産に被害が及ぶ差し迫った危険があり、所有者等に指導等の措置を行う、または所有者等の対応を待っている時間的余裕がないと認められる場合には、所有者等の同意がなくても、危険を回避するために、区が必要最低限の措置を講じることができることを定めています。



▲著しく危険な老朽空家のイメージ（平成27年に除却済み）